平成２４年（フ）第１１５号
青森県弘前市大字松原西３丁目９番地６
債務者　安倍　　健
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
青森地方裁判所弘前支部
平成２４年（フ）第１５２号
青森市浪岡大字女鹿沢字野尻14番地17　市営花岡団地２号棟―１
債務者　古川　浩達
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
青森地方裁判所弘前支部
平成２４年（フ）第１５３号
青森市浪岡大字女鹿沢字野尻14番地17　市営花岡団地２号棟―１
債務者　古川はるみ
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
青森地方裁判所弘前支部
平成２４年（フ）第１４８号
青森県八戸市大字新井田字石動木16番地５
債務者　市沢　　恵
1　決定年月日時　平成24年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係
平成２４年（フ）第１９４２号
名古屋市港区稲永２丁目１番１―705号　みなと稲永住宅
債務者　木村　直子
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２４年（フ）第１２３号
岡山県津山市川崎1030番地
債務者　今井　知之
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
岡山地方裁判所津山支部
平成２４年（フ）第６１号
鹿児島県霧島市牧園町宿窪田3583番地１
債務者　八重倉良子（旧姓有村）
1　決定年月日時　平成24年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係
平成２４年（フ）第１０２号
鹿児島県姶良市東館田1223番地18
債務者　内藤　　博
1　決定年月日時　平成24年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係
平成２４年（フ）第２０５４号
名古屋市中村区名駅南２丁目９番22号　笹島寮
債務者　小板橋優子
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２４年（フ）第１４３号
松江市乃木福富町355番地11　コーポ坂本203号
債務者　藤野　恵美
1　決定年月日時　平成24年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
松江地方裁判所民事部
平成２４年（フ）第１３４号
山口市吉敷赤田１丁目７番12号　じゃがいも畑201号
債務者　矢倉　右章
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
山口地方裁判所民事部破産係
平成２４年（フ）第１６３号
山口県防府市大字奈美925番地の３
債務者　渡邉　康二
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
山口地方裁判所民事部破産係
平成２４年（フ）第２７２号
香川県高松市城東町１丁目６番８号　コート玉藻203号室
債務者　八十岡浩一
1　決定年月日時　平成24年11月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月２日まで
高松地方裁判所破産・再生係
平成２４年（フ）第１２４号
香川県坂出市宮下町５番14号
債務者　瀬戸　利博
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月２日まで
高松地方裁判所丸亀支部
平成２４年（フ）第８８２号
札幌市手稲区前田10条14丁目２番13号　ビューハイツセピイ103号、申立時の住所札幌市手稲区前田７条14丁目３番15号　ロイヤルセブンＡ―207号
債務者　安藤　愛美
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２４年（フ）第１８６０号
札幌市西区平和１条５丁目１番10号
債務者　今田　浩二
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２４年（フ）第１８６１号
札幌市西区平和１条５丁目１番10号
債務者　今田佳代子
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部